

道路事業事前評価調書

路線・河川等名		主要地方道 あやべおおえみやづ 綾部大江宮津線	事業名	防災・安全交付金（交安）事業	補助・単独の別	補助
事業主体		京都府	事業箇所（区間）	綾部市 ものべちよう 物部町地内		
事業概要	路線・河川等概要	当該路線は、綾部市を起点として宮津市に至る道路であり、中丹地域と丹後地域を結ぶ幹線道路であるとともに、沿線地域の生活を支える重要な路線である。				
	事業目的	本事業箇所は、綾部市立物部小学校の通学路に指定されているが、歩道が未整備であるため、車両と歩行者の交通が錯綜し、危険な状況となっている。 車道の拡幅及び歩道を整備することにより、車両の走行性の向上と歩行者の安全性の向上を図るものである。				
	上位計画等	○ 京都府総合計画 中丹地域振興計画 ○ 綾部市通学路交通安全プログラム				
	整備内容	○ 計画交通量：6,200台／日（R22 将来交通量推計） ○ 整備延長：L＝0.4km ○ 計画幅員：W＝6.5(10.5)m 2車線 歩道：片側 2.5m ○ 全体事業費：約 3.3 億円				
事業の必要性	事業を巡る社会経済情勢及び地元情勢等	○ 歩道が未整備 ○ 綾部市通学路交通安全プログラムの対策必要箇所				
事業の有効性	事業の投資効果及び費用対便益等	○ 車道と歩道の分離により、車両の走行性が向上する。 ○ 歩道の整備により、歩行者の安全性が向上する。				
コスト縮減等	コスト縮減代替案立案等の可能性	○ 盛土工事は、他工事の建設発生土を流用し、有効利用を図る。 ○ 二次製品を積極的に使用しコスト縮減を図る。				
環境	良好な環境形成・保全	○ 高齢者等に配慮した、バリアフリー構造の歩道を整備する。				
総合評価		本事業は、車両の走行性の向上と歩行者の安全性の向上を図るものである。 本事業箇所は、通学路交通安全プログラムの対策必要箇所に位置付けられており、早急な対策の実施のため、今年度には新規着手の必要がある。				



【広域位置図】



【位置図】

750	2750	2750	750
路肩	車道	車道	路肩

【現況横断面図】

750	3250	3250	750	2500
路肩	車道	車道	路肩	歩道

【計画横断面図】



【現況写真】

『^わ環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

		作成年月日	令和 7 年 2 月 1 9 日	
		作 成 部 署	建設交通部道路管理課	
事 業 名	主要地方道 綾部大江宮津線 防災・安全交付金（交安）事業		地 区 名	綾部市物部町
概算事業費	約 3.3 億円		事業期間	令和 7 年度～
事 業 概 要	綾部市通学路交通安全プログラムに基づき歩道整備を行うことにより、円滑な車両交通の確保と安全な通行空間を確保するものである。			
目指すべき環境像	田畑と住宅が共存する地域のため、環境を保全すると共に、地域住民の意見を十分反映し、施工を行う。			
関連する公共事業	主要地方道 綾部大江宮津線 通学路緊急対策補助（交安）事業 綾部市新庄町地内、西坂町地内			

評 価 項 目			施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
	主要な評価の視点	選定要否			
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)	○	歩道が未整備であり、車両の走行速度が低下しているため、通行車両の走行環境を改善し、CO ₂ 排出量を低減させる必要がある。 また、当該地区は自然環境豊かな箇所であるため、これら自然環境の維持・保全が必要となる。	歩道の整備により、車両の円滑な走行環境を確保し、走行速度を向上させることで、CO ₂ 排出量の削減を図る。 地形改変を最小限に留めることで、自然環境の維持・保全に努める。	4
	地形・地質				
	物質循環（土砂移動）				
	野生生物・絶滅危惧種	○			3
	生態系	○			3
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン	○	歩道の整備においては、高齢者等の交通に配慮し、安全な歩行空間を確保する必要がある。 工事中の騒音・振動の発生を抑制し、生活環境への影響を低減する必要がある。 事業実施により発生する建設発生土、資源の再利用に努める必要がある。	バリアフリー構造の歩道を整備し、誰もが安心・安全に通行できる歩行空間を整備する。 工事实施の際には、騒音・振動の発生が抑制される工法や低騒音・低振動の機械を採用する。 建設発生土の流用や建設廃棄物を再処理施設へ運搬し、リサイクルを図る。	5
	水環境・水循環				
	大気環境				
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動	○			3
	廃棄物・リサイクル	○			3
	化学物質・粉じん等				
	電磁波・電波・日照				
	その他				
地域個性・文化環境	景観	○	田畑と住宅が共存する地域のため、景観に調和させると共に、地域住民の意見を反映する必要がある。	道路築造における道路構造は法面に植生を行う等、周辺環境との調和に努めると共に、地域住民と十分な調整を図りつつ、施工計画を策定する。	3
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行祭事				
	地域住民との協働	○			3
	その他				
外 部 評 価					

(別紙)

構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。

（改善：5、やや改善：4、現状維持：3、やや悪化：2、悪化：1）

評価項目		「施工地の環境特性と目標」の記載要点
主要な評価の視点		
地球環境・自然環境	地球温暖化 （CO ₂ 排出量等）	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。
	地形・地質	・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。
	物質循環 （土砂移動等）	・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	野生生物 ・絶滅危惧種	・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	生態系	・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
	生活環境	ユニバーサルデザイン
水環境・水循環		・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
大気環境		・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
土壌・地盤環境		・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。
騒音・振動		・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。
廃棄物・リサイクル		・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。
化学物質・粉じん		・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。
電磁波・電波環境・日照		・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。
その他	・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）	
地域個性・文化環境	景観	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域の文化資産	・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	里山の保全	・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	伝統的行祭事	・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域住民との協働	・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。